

経済建設委員会会議録

令和元年7月1日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 11:18

【案件】

1. 議案第89号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例
2. 議案第91号 飯塚市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例
3. 議案第92号 飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例
4. 議案第93号 市道路線の廃止
5. 議案第94号 市道路線の認定
6. 議案第95号 専決処分の承認(令和元年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))

【報告事項】

1. 工事請負契約について (企業管理課)
2. 「飯塚市水道事業ビジョン」の策定について (上水道課)
3. 飯塚市新技術・新製品開発補助金及び販路開拓支援補助金の採択について (産学振興課)
4. 乗合バス路線(JR九州バス株式会社「直方線」)の一部系統(区間)の廃止について (商工観光課)
5. 飯塚市土地開発公社の今後のあり方について (土木建設課)
6. 筑豊広域都市計画特別用途地区の変更について (都市計画課)

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第89号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第89号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。

議案書の73ページをお願いいたします。この改正につきましては、消費税率の引き上げと同時に実施されます、軽減税率制度の導入に伴いまして、市場使用料等への消費税額を適正に反映させるため、飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する必要がありますので、本案を提出するものでございます。

消費税につきましては、令和元年10月1日より標準税率が現行の8%から10%に引き上げられることとされておりますが、酒類を除く飲食料品等につきましては、軽減税率により現行の8%に据え置かれることとなっております。このことから、現行市場条例の算定方法では、卸売市場における取扱品目の違いなどから、市場使用料及び委託手数料等の消費税額を適正に反映させることができないため、飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点といたしましては、第49条の委託手数料の算定基礎である売上金額を消費税を含むとしていたものを含まないものとし、これに定率を乗じて得た金額に100分の110を乗じるものとする算定方法に変更するものでございます。

同様に、別表第4の市場使用料の算定基礎である卸売金額につきましても、消費税を含むとしていたものを含まないものとし、これに定率を乗じて得た金額に100分の110を乗じるものとする算定方法に変更するものでございます。

施行日につきましては、令和元年10月1日からとするものでございます。なお、資料として、議案書の74ページに新旧対照表を添付しておりますのでご参照方お願いいたします。

以上、簡単ではございますが、「議案第89号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」について補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第89号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第91号 飯塚市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○都市計画課長

「議案第91号 飯塚市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例」について補足説明いたします。

議案書の80ページをお願いします。鯉田地区の市民公園において、既存施設に加え、体育館等を一体的に整備することで、スポーツレクリエーション拠点エリアとしての整備を進めることとしておりますが、現状の用途地区が第1種中高層住居専用地域及び、第1種住居専用地域であり、運動施設観覧場の建築用途が規制対象となっていることから、市民公園の区域内に特別用途地区を指定し、限定的に建築物の建築制限の緩和を図ることで、新体育館等の整備が可能となるように、飯塚市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例を改正する必要がありますので、本案を提出するものでございます。

議案書82ページから83ページにかけての新旧対照表もあわせてご覧ください。

第1条では、制限の緩和を追加し、改正するものになります。

第2条では「用語の定義」に改正しております。

第3条については、特別用途地区内において建築物の建築制限と、制限の緩和の表現が混在するため、建築物の用途の制限に限定した記載にしたことによる改正であります。

第4条については、「基準時」の定義を明示し、また文言を改正しております。

第5条については、建築物の用途の制限の緩和を追加し、改正しております。

別表第1については、建築基準法の改正に伴い、文言を追加、改正したものであります。

別表第2は、特別用途地区の種類、スポーツレクリエーション地区と、建築することができる建築物観覧場、床面積の合計が1万平方メートル以内のものに限るで客席の部分の床面積の合計が3千平方メートル以内のものを追加しております。

以上簡単ではございますが、「議案第91号 飯塚市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例」について補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第91号 飯塚市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第92号 飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第92号 飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。

議案書の84ページをお願いいたします。今回の改正は、利用料金のうち、インフルエンザの予防接種料を改正し、また、現在使用していない利用料金を整理するものでございます。

85ページの新旧対照表をお願いいたします。別表第1の中ほどに記載しております、予防接種料インフルエンザの金額を4320円から診療報酬の算定方法により算定した薬剤料、手技料及び初診料等の額を勘案して、企業管理者が別に定める額に改めております。これは予防接種料がワクチンの供給量等に左右されるため、毎年見直しがあり、その額の決定も9月後半となるため、条例上固定額ではなく、文言による規定としております。

また、別表第1上段の、病衣貸出と、その3つ下の食事の複数メニューにつきましては、現在実施しておりませんので、削除するものでございます。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

○道祖委員

説明いただきましたけど、よくわかんないんで質問しますけれども、85ページに新旧対照表がありますけど、今まで予防接種料インフルエンザ1回につき4320円が、これ1回につき、今、ここに書いてるように、診療報酬の算定方法により算定した薬剤料、手技料及び初診料等の額を勘案して企業管理者が別に定める額というふうになってますけど、具体的にどれぐらいになるのか。上がるのか下がるのか全然わかんないんですけど。

○企業管理課長

医師会と飯塚市、嘉麻市、桂川町で定めます広域予防接種料金と合わせるように考えております。平成30年度で申し上げますと、料金は4882円というふうになります。562円でございます。上がります。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

○道祖委員

これ、上げなくちゃだめなん。話し合いの中で、562円上がるやろ。上がるということやろ。上げざるを得ないの。どうしても。

○企業管理課長

基本的には毎年見直しが行われることになりましたけども、見直しの結果、料金が変わらない年もあります。

○道祖委員

下がることあるの。

○企業管理課長

過去の実績で申し上げますと、平成26年度で、4200円、27年と28年度でいきますと4860円、29年と30年度で申し上げますと4882円というふうになっております。上がる場合もあれば下がる場合もあります。27年度・28年度、そして29年度・30年度で比較した場合には、若干の上がりという状況であります。22円です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第92号 飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第93号 市道路線の廃止」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第93号 市道路線の廃止」について補足説明をさせていただきます。

議案書の86ページをお願いいたします。市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するにあたり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるため提出するものでございます。

今回廃止する路線は1路線、延長60.5メートルでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番の路線は、路線見直しに伴い廃止を行うものです。路線箇所は87ページに記載しております。以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第93号 市道路線の廃止」については、原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第94号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第94号市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。

議案書88ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市で市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるため提出するものでございます。

今回認定する路線は2路線、延長107.5メートルでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番、2番の路線は寄附採納により路線認定を行うものです。路線箇所は89ページ、90ページに記載しております。以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第94号 市道路線の認定」については、

原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第95号 専決処分の承認（令和元年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」）を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○公営競技事業所副所長

「議案第95号 専決処分の承認（令和元年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」）について補足説明をいたします。

特別会計補正予算書、令和元年5月31日専決分の3ページをお願いいたします。歳入歳出それぞれに50億522万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212億9121万4千円とするものでございます。

今回の補正予算につきましては、平成30年度決算見込額におきまして、歳入歳出差し引き13億9337万1145円の歳入不足となりますので、地方自治法第179条第1項及び同法施行令第166条の2の規定に基づき、令和元年度予算から繰上充用を行うため、専決処分を行ったものでございます。

7ページをお願いいたします。歳出の3款、前年度繰上充用金、1項前年度繰上充用金、補正額13億9337万2千円でございますが、平成30年度の繰上充用金14億6517万6千円と比較しまして、単年度分の黒字としましては、7180万4千円が減少しております。その他、歳入の勝ち車投票券発売収入とそれに関連する歳出経費の補正によりまして、収支のバランスをとっております。手続の時期といたしましては、出納整理期間内に行うのが通例となっておりますので、5月31日付けで、補正予算の専決処分を行ったものでございます。以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑をします。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第95号 専決処分の承認（令和元年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」）については、承認することにご異議はありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は承認すべきものと決定いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から6件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議はありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「工事請負契約について」報告を求めます。

○企業管理課長

企業局から工事請負契約の締結状況につきましてご報告いたします。

今回報告いたします工事は、土木一式工事1件、専門工事1件でございます。

入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、1件目につきましては条件つき一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、市内土木一式工事の1等級に格付されている要件等を公告し、2件目につきましては、指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づきまして、専門工事の機械器具設置の市内業者を指名することを決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。

資料1ページをお願いいたします。目尾鯉田汚水幹線管渠布設13工区工事につきましては、18者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億87万2200円、落札率89.45%で、有限会社小川土木工業が落札しております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります18者中18者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて落札者を決定しております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。太郎丸浄水場送水ポンプ井補修その1工事につきましては、11者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5841万落札率94.65%で、株式会社オカベ工事が落札しております。以上、簡単ではございますが、工事請負契約についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市水道事業ビジョンの策定について」報告を求めます。

○上水道課長

平成31年3月に策定しました「飯塚市水道事業ビジョン」について、ご報告いたします。

資料1をごらんください。こちらは市民の皆様向けの概要版となっております。なお、より詳細に記載した資料2の概要版も添付しておりますが、こちらについての説明は割愛いたします。

1ページをお願いいたします。まず、本ビジョンの策定目的、計画の位置づけ等を記載しておりますが、本ビジョンは、平成25年3月に策定しました「飯塚市水道ビジョン」の見直しを行ったものとなっております。厚生労働省が提案している新水道ビジョンの中で、水道の理想像として示されている安全・強靱・持続の観点に立った水道事業の目指すべき姿や、各経営指標及び業務指標の設定等、具体的な方策を示す内容となっております。また、本ビジョンは、飯塚市第2次総合計画を上位計画として、別に策定中であります施設更新計画、アセットマネジメント計画等の関連する計画との整合性を図り策定しており、計画期間は2019年4月から2029年3月までの10年間としております。

続きまして、2、水道事業の概要ですが、本市水道事業は、大正14年12月に計画給水人口1万2千人1日最大給水量2250立方メートルで給水を開始し、筑豊炭田の発展に伴う事業拡大、1市4町の合併により現在の飯塚市水道事業となっております。その後、平成19年6月に、第8期となります事業拡大を経て現在に至っております。また、施設の概要につきましては記載のとおりとなっております。

続きまして2ページをお願いいたします。続いて、3、水道事業の現状評価と課題では、水道事業が今後取り組むべき課題を安全・強靱・持続の三つの理想像から整理しておりますが、その前段としまして、水道事業の現状評価を行い、今後の事業運営の改善に活用するため、市民アンケートを実施しております。アンケート結果に加え、総務省が公表しております経営指標等から、安全・強靱・持続の項目ごとに整理した水道事業の課題が下段の内容となっております。課題のためとしましては、安全では水源環境の保全及び監視強化、水質管理体制の維持向上等、強靱では水道施設の耐震化、非常時の応援給水等の各体制の強化、持続では事業経営の効率化、強化、広報活動官民連携の強化等が課題となっております。

3ページをお願いいたします。続きまして、4、将来の事業環境では、水道事業が取り組むべき実現方策を設定するために、水道における事業環境の変化について、外部環境と内部環境の両面から整理しております。外部環境の変化としましては、人口減少に伴う給水人口及び給水量の減少、施設の効率性の低下、水源水質の悪化などがございます。また、内部環境の変化

としましては、施設の老朽化、及び耐震性の不足、更新需要増加に伴う経営状況の悪化及び熟練した技術職員の減少などがございます。

続きまして、5、水道の理想像と目標設定ですが、本市水道事業の基本理念としまして、飯塚の水を皆様に届けます。いつでも安全、いつまでも安心、強くて頑丈な施設、確実な経営とし、安全・強靱・持続の三つの理想像から目指す方向性を設定し、各施策目標や、目標を達成するための実現方策などへの具体化を図ってまいります。

4ページをお願いいたします。続いて、6、実現方策と工程としまして水道事業の理想像を実現するために、施策の具体的な目標、実現方策及び取り組み時期を設定しております。なお、取り組み時期や検討となっている方策につきましては、対策の必要性を検討し、必要に応じて実施してまいります。

最後に、7、フォローアップとしまして、本ビジョンの評価、改善の際には、PDCAサイクルを活用し、昨年度設置しました上下水道事業経営審議会での検証、ご意見を参考にしながら、計画の実施状況の進捗管理を毎年度行うとともに、定期的な見直しを行ってまいります。なお、進捗管理見直し事項等につきましては、本市ホームページで公表し、市民の皆様への情報提供に努めてまいります。以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○道祖委員

いろいろ努力されてることについては、私は評価しておるんですけど、ちょっと確認のために質問させていただきますけど、せんだっての6月23日の西日本新聞に水道施設、財政負担にということで、記事が出ておりました。筑豊も老朽化で巨額更新というふうになっておるんですけど、その中の数字でですね、飯塚市が水道料金20立方メートルあたりでは、1番安くて2224円というふうになっておりました。これは、いろいろと行政のほうの努力の結果だとは承知しておりますが、いろいろ考え方があってですね。ここに書いておりますように安全安心という形の中でいろいろと民間委託をして、指定管理者制度を設けて、財政危機、経費削減に取り組んできた今日の姿があるんだと思うんですけど、これを元に戻して、市直営でやったら、やはり水道料金は上がっていくというふうに理解しているのか、上がるとしたらどれぐらいなっていくのか。その辺がわかるかどうかというのがお尋ねしたいのと、しかしやっぱり老朽化していつてるから、2224円、これを上げないように努力していかれるとは思いますが、説明にありましたようにね、人口減少で水道使用量、量ですね、数が減っていく。なおかつ1個当たりの使用量が減っている。ということになれば、やはり水道料金は、将来的には上昇傾向にあるのではないかと思いますけど、その点については、努力するんでしょうけれど、数値目標とか、そういうものが、予想値が出てないんですよ。今後人口が減れば、大体今の老朽化の対策をやっていたときに、やはり、上げざるを得ない状況がでてくると思うんですけど、その辺の数字については、何か考えがあるんでしょうか。計算された数字っていうのがあるんでしょうか。

○企業管理者

すいません、ちょっと料金改定という水道事業経営の根幹にかかわることですので、私のほうから答弁をさせていただきます。

質問委員さんにも、大変水道事業の運営に関しましては、ご心配をおかけしております。経済建設委員会の委員の皆様にも、いろいろご心配、ご指導いただいておりますことは、大変心強く感じておるところでもございます。

まず、1点目の今の委託、料金徴収と施設の管理の委託を直営に戻したらということですが、具体的な数字は、手元に持ち合わせておりませんが、直営に戻しますとかなり実際の経費があがってまいりますので、料金にはね返ってくるのではないかとというふうに考えてお

ります。

また料金改定やむなしというようなご意見、はね返ってくるのではないかというご意見ですが、現時点で私の頭の中では、料金改定あるなしは、まだないというところでございます。と申しますのは、まずはご心配のように、水道事業の経営状況は、委員おっしゃりますとおり、人口の減少、節水機器の普及により収入が減ってきておりますし、老朽化した施設、管路の更新も進めていく上で、事業費はかなりふえていってる状況でございます。ただし、経営状況が悪い、即料金改定というふうにつながらないというふうを考えております。まず経営状況を改善する見直しに取り組んでまいりたいというふうを考えております。飯塚市の行財政の実施計画の後期計画の中でも、経営改善に向けた取り組みを、今計上させていただいておりますし、それ以外にも、企業局で経営改善に向けた取り組みを現在独自の行財政改革ということで進めておるところでございます。まずそれを十分にやった上で、どうしても難しいということになって初めて、料金改定の議論が出てくるのではないかというふうを考えております。現時点ではまだ頭の中にないという状況でございます。

○道祖委員

当然、民間にお任せしているところを直営にすれば、料金にはね返る可能性は大であるということですよ。それ確認しておきます。それと、当面は企業努力をし、料金改定には至らないと。当面企業努力を一生懸命やりますということですね。はい、わかりました。

○委員長

ほかにありませんか。

○平山委員

今、飯塚市も水道事業のビジョンを見直しながらいくということですが、本当に人口減少の中にですね、給水量も減少するさなか、昔、東佐與、知ってます、旧穎田の東佐與。そこに本管が引かれて、皆さん全部契約して、水道水を引き込むというようなことになったことがあると思います。その引き込み料は、100%に近づけて努力すると言っておりましたけど、今どういう状況にありますかね。わかる範囲でお答えください。東佐與。

○上水道課長

すいません、ちょっと東佐與でそういう、昔、話があったということさえ、ちょっと聞いておりません。申しわけありませんがちょっと今、把握はできてない状況でございます。

○平山委員

そこ東佐與の井戸水が、大変リンとかそういうのがふえて、水道水をやっぱり引こうということで本管を持ってきて、全部本管まで引いたわけですよ。それでそのときに全部処理で、本管が引かれたら、全部水道を引きますということで、契約書も印鑑までついたといったことがあったと思います。また、何かの機会でお答えください。ちょっと調べてみてください。

○委員長

回答はよいですね。ほか。

○城丸委員

将来的なことを聞きたいんですけど、水道事業で赤字になったり、下水道事業で黒字になったりいろいろあると思うんですけど、病院会計は別にして、水道事業と下水道事業の連結とかいうことは考えてあります。

○企業管理課長

現段階では、そのような考えを持っておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中博委員

この飯塚市の水道事業ビジョンの概要版にも書いてありますように、安全、強靱及び持続と

いう形でうたってありますけども、現に安全な形で水を供給するとなれば、今の施設、管路が、今の段階で安全な状況じゃないってことはご理解してあるために、こういうビジョンを立てて改修なりしていくってことですけども、実際施設管路を安心なものに変えるとするならどのぐらいの費用を見込んであるかわかりますか。

○上水道課長

飯塚市の施設としまして、浄水場の施設、それから管路施設がございます。浄水場施設を全部改築したとしまして、約406.8億円、それから、管路施設をすべて改築したとして、483.6億円が約必要となっております。これについては一応耐用年数で全部更新したという状況で計算をしております。

○田中博委員

かなりの金額になると思うんですけど、これを耐用年数の中で替えていくということになると、時間的にも余裕があるわけでもないんで、何らかの方策は今からでもきちっと考えられないといけないんじゃないかと思うんですけども。当面これを実現するために、ただ、年間どのぐらいのペースでやっていこうっていうのか、そういった目標があるんですかね。

○上水道課長

浄水場施設につきましては、重要な施設から耐震診断を行っております。その中で、耐震化の必要な部分については、年次計画なりでやっていこうと考えております。

それから管路につきましては、現在平成30年で第8期拡張事業が終了しましたことから、本年度から重点的にやっていこうというふうに考えておまして、現在、将来的にはすべての管路を耐震管とすることを目標としてますけども、更新に多大な費用がかかりますことから、震災時において、特に水道水を必要とする避難所や基幹医療機器、基幹医療病院等の施設へ給水する重要給水施設管路を優先的に更新、耐震化してまいろうというふうに考えております。

○田中博委員

今重要な部分とかは優先的のところからやっていくということですが、結果、そんなに悠長に料金を扱わなくてもいいのかなっていうふうには危惧をしております。当然財源が要ることですので、それに充てるものがどのぐらいかかるのかっていうところで、もう、今の段階で考えると僕ももう遅いと思ってます。もっと早目にそういった対応をしていくべきじゃなかったかと思っておりますけども、今からでもそういったのをやっぱり積み上げていかれて、早めに周知をされて対応するという形をとらないと、なかなかこれ今の形でいったら、何十年後、100年後ぐらいですかこれ。実現すると言ったらかなり年数を要するようになりますので、そこそこは改めて、早く進めるようなことを考えられて、協力を得られないかんようなときは得るようなことを考えられて、やっていくべきじゃないかと思っております。

それと続けてすいません。概要版の6番に、安全の中に水質管理の強化と徹底っていうのの中の、これは、受水槽関係の設置者に対する衛生管理指導の強化というふうになってますが、具体的にはどんな形方法で、指導強化をされていかれるのでしょうか。

○上水道課長

貯水槽につきましては有効容量によりまして、10立方メートル以上は簡易専用水道、それから10立方メートル未満は小規模貯水槽水道となっております。この中で、簡易専用水道の設置者につきましては、法律により年1回の清掃と専門の検査機関による検査が義務づけられております。現在でございますが、検査を実施してない簡易専用水道につきましては、消費者に対して、簡易専用水道の適切な維持管理についてとして、貯水槽の清掃と点検を実施していただくための文書を発送しております。また、そのあとの検査実施が確認できていない所有者に対しては、直接訪問して確認、指導することも行っておりますが、管理会社所有者が市外、県外の場合もあり、直接面会できていないようなケースもございます。

○田中博委員

10トン以上のものについては、法的縛りのもとで管理がある程度、目が届くような形になってはいますが、小規模の設置されてる方なんかはどういった形で、衛生管理上、施主はちゃんとやっておりますよってという確認をされてるんですかね。

○上水道課長

はい、現在市内には約200件の簡易専用水道と、それと小規模貯水槽水道については600件ございます。小規模貯水槽水道については、現在清掃と検査が法律上の義務づけとなっていないことから、受検率までは把握できておりません。今後、小規模貯水槽水道につきましては、今後というか新規の物件につきましては、給水工事の事前協議時に貯水槽の適正な維持管理に努めるよう、お願いするとともに、簡易専用水道に準じた清掃点検、これを行うように依頼しているところでございます。今後、既存物件につきましても適正な維持管理を行っていただくように、市報、ホームページ等による広報を計画いたしております。

○田中博委員

小規模については、なかなか大変だと思うんですけども、やはり文書等とかなんかじゃなくて、やはり現地に行って、どんな管理をされとるか見るのが一番いいんじゃないかと思っておりますけども、体制的にも無理があるかもしれませんけども、徹底管理ということはそうじゃないかと思うんです。10トン以上でも、法的縛りがありますけども、指導しても、何ら改善がなされない罰則規定もございますけども、何らそれも無視されてる状態、そういった設置者の悪いところには、水道法が変わっておりますんで、水を提供しませんよと。いう形のものもありますんで、小規模、特に今から、どこかわかりませんが中で泳いでるようなニュースもありましたけども、それを含めまして、良い知恵を出して、徹底して管理を具体的にする方法、大変だと思いますけど、されることを要望いたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市新技術新商品開発補助金及び販路開拓支援補助金の採択について」報告を求めます。

○産学振興課長

本年度中小企業を対象とした補助制度につきまして、採択事業を決定いたしましたのでご報告させていただきます。お手元に配付しております令和元年度飯塚市新技術新製品開発補助金採択事業一覧と、記載しております資料をお願いいたします。

この補助金は、研究開発活動に要する経費の一部を補助することによって、技術開発力の向上及び製品の高付加価値化を支援し、地域産業の振興を図るものでございます。補助額は、対象経費の3分の2以内、150万円を限度としております。今年度は4月1日から4月25日までの期間で公募を行い、5件の申請がありました。機械、電子、情報系などの分野に専門性を有する有識者で構成する審査会を5月24日に開催し審査を行った結果、3件を採択しましたのでご報告いたします。

次に、販路開拓支援補助金の採択事業についてご報告いたします。2ページ目でございます。この補助金は、販路開拓に要する経費の一部を補助することによって、新市場参入及び事業拡大を支援し、地域産業の振興を図るものでございます。補助額は、対象経費の3分の2以内、75万円を限度としております。今年度は4月1日から4月25日までの期間で公募を行いまして、4件の申請がありました。製品、技術、サービスの新規性や、市場性に関する分析などに専門性を有する有識者で構成する審査会を6月10日に開催し審査を行った結果、4件を採択しましたので、ご報告いたします。

今後は補助事業の効果を発揮できるよう、産業支援機関等を国等と連携し、支援を進めてま

います。以上報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

飯塚市販路開拓支援補助金に関してですけど、この事業概要がすべて、販路開拓を図るになっておるんですけど、販路開拓に行政はどれだけのお手伝いができるんですか。補助金だけですか。それとも別の形で何か販路開拓に、協力をしていっておるんですか。

○産学振興課長

販路開拓支援補助金につきましては、新規性や独創性、市場性があり、実現可能性がある、こういった技術や製品につきましては、実現可能性それを事業の拡大、あるいは市場の方に出していくという支援をするものでございますが、私どもといたしましては、例えばそういった販路に強みを持つような、コーディネーターさん、あるいはIT企業さん、などもそうなんですけど、広告等に得意とするIT企業さん、そういった方をご紹介させていただきながら、支援を行っているという状況でございます。

○道祖委員

例えば2番目のシステムがありますが、海外、主に建築業界というふうになっておりますけど、これは国内の建築業界への販路開拓はもう行き届いてるんですか。こういうやつは。いやなぜかっていうと、飯塚市も大手さんに仕事をお願いする場面があるじゃないですか。そういうところに対して、こういう市は開拓支援補助金を出してる、こういう会社がありますというようなね、営業を、仕事してもらってる、入札してもらってるところで営業して、少しでも、営業のお手伝いができる可能性があるんじゃないかな、端的に思うんですけど、そういうことはやらないんですか。やれないんですか。

例えば、3番目の東京食品が一般小売り向け、外食産業及び高齢者向け施設等への販路開拓を図るとなってるんだったら、市内の高齢者施設は結構あると思うんですけど、そういうところに対する照会等は行ったのか。これは、市が管轄してるところがあるんですから、そういう営業をしてある、手伝いはできるんじゃないかと簡単に、端的に思うんですけど、中央産業にしてもそうですよね。これは当該製品の土木工事向けの販路開拓を図る。土木工事は市内幾らでも、お願いしてる業者いらっしゃると思うんです。そういうところに対しての説明をすとかしないとか、何かあくまで民間だから、一企業の努力に任せるといっただけなんですか。

○産学振興課長

個別に少しご説明させていただきますが、トライアートさんにつきましては、以前にも新聞のほうにも載っておりますが、国内では1社の建設業者さんと提携をしております。今回、台湾のほうに、販路を広げていきたいということでございましたので、これについて私ども、少し支援することは難しいかなと、直接的な支援というのは難しいかなと思っております。東京食品さんにつきましては、小麦粉や卵を使わないということで、健康食品という位置づけもできますので、健幸・スポーツ課のほうと健康展などで試食や販売をさせていただきたいというようなお話はしておりますが、こういった福祉施設、こういったところにつきましても、特に東京食品さんのほう応募ありましたら、積極的にご紹介させていただきたいと思っております。

また中央産業さんにつきましては、今回、土木向けのスペーサということで、NEXCO西日本さんのほうに売り込みを行いたいということでございましたので、これについてもちょっと行政として、西日本NEXCOさんのほうに、私のほうも積極的に行くのは少しどうかというところもありましたので、これについても、企業さんに任せているという状況でございます。いろいろ支援の方法はあるかと思っておりますので、そういったところ、勉強をしながら、積極的に支援をしていきたいと思っております。

○道祖委員

私が言いたいのは、補助金を出してそれで終わりだったら、限られた販路になってしまうのではないかと思ったんですよね。補助事業者の考え方もあるんでしょうけれど、使えるものであったら市内の業者さんに使ってもらうこと、そういうことも可能であるし、商品は積極的にいろいろ関係部署の部課長集まった中で、協力もらったほうがいいんじゃないですかね。補助金出しました、結果、補助金に見合った利益が上がってません、売り上げが伸びてません、ということになったら、何のために補助金出したのかということなんです。わかります。そこを心配してる。出した以上は売り上げが伸びましたとか、結果をやっぱり、きちっと示すべきだと思うんです。そういう考え方に立ってやっていかないと、やっぱり市民の税金使うわけですからね。その辺だけ、留意して取り組んでいただきたいと思います。よろしく。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「乗り合いバス路線（ＪＲ九州バス株式会社「直方線」）の一部系統（区間）の廃止について」報告を求めます。

○商工観光課長

乗り合いバス路線につきましては、本件とあわせまして、西鉄バス小竹天道線の部分も、報告させていただきます。

まず、ＪＲ九州バス直方線の一部系統廃止についてご説明させていただきます。

本件につきましては、平成３０年９月２６日付けで、ＪＲ九州バス株式会社より、飯塚市地域公共交通協議会会長あてに、直方線の一部系統区間廃止についてとして通知があり、その後の対応等について、平成３０年１２月１７日に開催されました飯塚市議会経済建設委員会において、一部経過を報告したものであります。今回、その後の経過等について報告させていただきます。

資料１ページをお願いします。当該路線につきましては、宮若市を中心に、飯塚市、直方市、福津市、久山町、粕屋町、福岡市をつなぐ路線であります。このうち、オレンジ色で示しております、宮田から新飯塚間において、平成１８年度から国、県及び関係市町による一部赤字補てんにより、路線の存続を行ってまいりましたが、乗務員の確保及び赤字運行の解消が見込まれないとして、本年９月３０日をもって、宮若市の太蔵西交差点から、飯塚市の新飯塚駅の区間１２．８キロについて廃止を予定しているものでございます。

昨年の報告以降、沿線地区であります、幸袋地区、片島地区、立岩地区等への説明を行い、特に幸袋地区においては、自治会、まちづくり協議会の代表者で構成されたＪＲ九州バス直方線廃止に関する対策委員会を設置されており、市としましては、委員会に参画し、その対策について協議してまいりました。あわせて、関係市であります宮若市とともに、ＪＲ九州バス株式会社に対して、存続を求めた協議を行ってまいりました。しかし、事業者の路線廃止の意向は変わらず、平成３１年３月１５日に開催されました飯塚市地域公共交通協議会、飯塚市地域公共交通会議において、市民生活に必要なとは認めるものの、結果的には廃止は逃れないこと、地元含め、関係部局等との意見交換を踏まえ、代替案を検討することで了承をいただいているところでございます。

この経過を踏まえ、沿線地区及び関係市であります宮若市との代替策協議を進めているところでありますが、その結果につきましては、早期に本委員会への報告を行う予定としておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

次に、乗り合いバス路線西鉄バス筑豊株式会社小竹天道線に係る一部系統区間の廃止等についてご説明いたします。

資料２ページをお願いいたします。このことにつきましては、平成３０年１１月１４日付け

で小竹町より飯塚市長あてに、小竹天道線運行赤字補てん金に係る契約更新についてとして通知があり、平成30年12月17日に開催されました経済建設委員会において、一部経過を報告したものでございますが、今回その後の経過等について、報告させていただきます。当該路線につきましては、飯塚バスターミナルを起点に、一部新飯塚駅への延長も含む小竹町側、図面左上の毛勝までの経路、あわせまして、右上の颯田地区側の赤池工業団地までの経路、平恒經由飯塚工業団地までの経路及び済生会飯塚嘉穂病院までの経路、合わせて4系統の経路があり、全系統において、平成13年度から関係市町及び国による赤字補てんにより路線の存続を行っているところでありますが、今回、本年10月1日付けで、毛勝から小竹上町間4.7キロの廃止、それに付随する減便及び鯉田渡から幸袋交流センター間の経路変更について報告するものでございます。

資料3ページ目をお願いいたします。昨年の報告以降、沿線地区であります、幸袋地区、片島地区、立岩地区等への説明を行い、特に幸袋地区においては、JR九州バス対策と同様に、自治会、まちづくり協議会の代表者で構成されました「西鉄バス小竹・天道線の廃止及び路線変更に関する専門委員会」を設置されており、市としましてはこの委員会に参画し、その対策について協議してまいりました。

また、幸袋地区の3自治会、三軒家、勝負谷、柳橋、各自治会から以前要望のありましたバス路線の一部変更についても、あわせて協議を行ってきたところです。

この協議期間中、西鉄バス筑豊株式会社から、平成31年3月26日付け、「乗合バス路線の一部区間の廃止について」及び平成31年3月29日付け、「小竹・天道線の減便および一部経路変更について」として通知があり、事業者としましては、「小竹町から本年2月に契約継続の申し出があったが、次年度計画の変更不可のため一部区間を廃止」とし、付随する小竹上町から飯塚バスターミナル間の減便とあわせて、鯉田渡から幸袋公民館の経路変更についてと申し出がっております。

沿線地区においては、先ほど報告しましたJR九州バス直方線の一部廃止を含めると、大幅な減便となりますが、乗合バス路線の確保及び経路変更とあわせて浜生、柳橋、アルゾ飯塚幸袋店前の3カ所のバス停留所新設を含めた利用者増の促進について理解を求め、その了承をいただいたところであります。このことを含め、先週6月28日に開催されました「飯塚市地域公共交通協議会・飯塚市地域公共交通会議」へ対応協議後の内容を報告させていただいたところです。

補足ではございますけれども、資料下段に記載しております事業者からの資料、「一部区間の廃止等による影響人数等について」におきまして、下段の(2)でございますが、平成30年6月26日から3日間の1日平均利用者数を参考にしまして、影響人員割合は、9.6%でございます。そのほとんどが、小竹町からの利用者であるということで、小竹町においては、廃止区間の代替案も検討中であり、今後情報共有を図りながら、利用者の方への広報周知に努めてまいるといところで協議をさせていただいておるところでございます。以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○城丸委員

今の説明の5番、(5)番ですかね、一番最後のページになりますかね。飯塚市地域公共交通協議会、また飯塚市地域公共交通会議、これは定期的に行われているんですか。

○商工観光課長

はい。例年1年に2、3回ほど行われております。

○城丸委員

この分については、この廃止をJRまたは西鉄から申し込みがあったということ、その件に

ついでの話し合いということなんですかね。

○商工観光課長

基本的にはコミュニティバスの部分が主でございます。ただし、ここは飯塚市全体の地域公共路線バス等を含めた地域公共部分を審議するということでございます。

○城丸委員

当然ながら今回に限らず、西鉄とかJRからは参加をいただいているということなんですよね。

○商工観光課長

その代表者の方に参画いただいているところでございます。

○城丸委員

以前からこれいろんなところを通じて、八木山が廃止になってだいぶなりますけど、福岡に回る分を八木山にいくつか回してくれという話がずっとあったと思うんですが、それを御存じですか。

○商工観光課長

現在のところ把握しておりません。

○城丸委員

あったんですよね。実は議員さんの事務所あたりを通じて、何回かやってるんですよ。返事がきて、要は乗務員不足なんでちょっとできないということで、返事はいただいているんですけど、そういう会議で、八木山地区が何もないということをお存じですね、予約タクシー以外は、それでぜひこういう会議があるのであれば、こういう会議で、そのことをぜひ言っていただきたい。要望したいと思いますが、いかがでしょう。

○商工観光課長

この会議の所管課でございますのは、一応、市民協働部でございますして、そちらのほうと協議をしながら、今の話については報告させていただいて、その対応を考えたいというふうに思っております。

○城丸委員

よろしく願いしておきます。実は、皆さん御存じだと思いますけど、八木山バイパスで事故があったときには通ってるんですよ、どんどん。通れないことは絶対ないと思いますので、ぜひよろしく願います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

今、質疑の中で、コミュニティバスの件が出ておりましたけれど、JR九州のこの幸袋地区の路線がなくなれば、笠置橋から幸袋公民館前までですよ。路線バスがなくなると。ここはコミュニティバスは走ってるんですかね。

○商工観光課長

現在のところ走っておりません。

○道祖委員

ぜひ市民協働部と協議されて、コミュニティバスを走らせるように努力していただきたいと思っております。なおかつ、既存のこのJR九州の路線があっても、高齢者が幸袋も多くなって、ここまでおりにくるのが大変だっていう、出てくるのが大変だっていう声も今回、多く耳にしているんです。だからこれがなくなったのでコミュニティバスを通してほしいのとともに、地区地区に、買い物ワゴンを入れるというふうな計画で今取り組んでると思うんですけど、その、何ていうかな、密な運行というか、その面に対して、きちっと入っていけるようなことを考えていただきたい。これは担当じゃないから、あなたにお願いしても、こういう声があったよということだけしか伝えていただけないでしょうけど、声があったとだけでも伝えていただき

たいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終了終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市土地開発公社の今後のあり方について」報告を求めます。

○土木建設課長

「報告第5号 飯塚市土地開発公社の今後のあり方について」ご説明いたします。

資料をお願いいたします。飯塚市土地開発公社は、昭和48年の設立以来、道路公園などの、公共施設用地を計画的に先行取得するなどして、公共施設の整備促進に大きく貢献してきました。しかし、現在では地価の下落や公共事業の減少により、土地開発公社の意義や役割は薄れてきており、また、公社が先行取得した土地の保有期間が長期化することで、借入金利息が累積し、買い戻し価格が上昇して、財政の負担がふえることになっておりますので、今後は、飯塚市都市開発基金を活用した用地の買い戻しと公社の解散を検討するものでございます。

現在の保有地につきましては、「水江排水ポンプ場敷」本年7月12日に買い戻す予定であり、残りは「目尾地域開発事業敷」30万490.82平方メートル、「飯塚駅前広場事業敷」1402.42平方メートルの2事業分となります。今後の流れとしましては、公社の理事会で解散同意を得まして、議会にて解散土地買い戻し契約を決議していただき、用地の買い戻し後に、県へ解散認可をいただき、清算手続を行い、精算結了報告となります。解散までは、議会后約6ヵ月を見込んでおります。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○城丸委員

この飯塚市土地開発公社は、土地の先行取得ということで、一々議決をもらってやらなくていいと言うたらおかしいですけど、土地を先行取得できると。議会の議決を経らんでということだったでしょうけど、そういう意味で非常に使い勝手がいいということもあったんですけど、今後そういうことは起こらないということなんでしょうか。それとも一々議決をしながら、用地取得をしていくということなんでしょうか。

○土木建設課長

今後は単年度で買い戻しをしていくということになります。

○委員長

ほかに。

○平山委員

下のほうに、飯塚市土地開発基金を活用した用地の買い戻しと公社の解散を視野に検討を行うものとありますが、今ある公社の保有地を、この飯塚市土地開発基金で、全部買い戻しできるだけの金額があるんですか。ちょっとお答えください。

○土木建設課長

はい、基金はございます。

○平山委員

基金のあるうちに、そうしたほうが良いと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「筑豊広域都市計画特別用途地区の変更について」報告を求めます。

○都市計画課長

「報告第6号 筑豊広域都市計画特別用途地区の変更について」説明いたします。先ほどの議案第9号の飯塚市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例と一部重複していることがあることをご了承ください。

資料の1ページをお願いいたします。1番の特別用途地区について説明いたします。都市計画法第9条第14項において、「特別用途地区は用途地区内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、当該用途地域の指定を補完して定める地区」とされており、今回の件をわかりやすく言いますと、用途地域の種類ごとに建築できる建築物の種類が、建築基準法の中で定めてありますが、特別用途地区とは建築基準法で定めてある建築の種類に対し、都市計画決定することによって、建築を制限したり、また緩和したりすることのできるものであります。

次に2番の特別用途地区指定の趣旨について説明いたします。市民公園は昭和52年に都市公園として、18.5ヘクタール、供用開始しており、スポーツを中心としたレクリエーション機能を有した都市公園であることや、鉄道、バス路線のアクセス等の交通利便性にもすぐれていることから、集約する上で適した場所であります。この市民公園において既存の施設に加え、体育館等の一体的整備をすることで、スポーツレクリエーション拠点エリアとしての機能の充実を図るものであります。しかしながら、現状の用途地域が第1種中高層住居専用地域及び第1種住居専用地域であり、運動施設観覧場の建築用途が、規制対象となっていることから、市民公園の区域に特別用途地区を指定し、限定的な建築の制限緩和を図るものであります。図面の斜線部分が今回特別用途地区の指定を予定している区域になっております。

資料の2ページをお願いします。次に3番の体育館及び観覧場の緩和について説明いたします。当該エリアはみずからスポーツレクリエーションを楽しむための運動環境の整備に加え、市民が観覧できる環境整備を進めることで、スポーツレクリエーションの拠点エリアにふさわしいものとすることから、体育館の建設と観覧席の設置が必要であるということになります。用途地域における建築物の用途制限の概要では、ボウリング場、スケート場、水泳場等の項目が体育館に相当しますので、第1種中高層住居専用地域で建築できない区域となります。第1種住居地区では3千平方メートル以上は建築できない区域になっております。また客席部分の床面積の合計が200平方メートル以上の観覧場は、第1種中高層住居専用地域と第1種住居地域において建築できない地域になっております。4番の特別用途地区の設定の理由、5番の上位計画の整合については、説明は省略させていただきます。

資料の3ページをお願いいたします。最後にスケジュールについて説明いたします。鯉田地区運営委員会での説明を平成30年6月20日に、鯉田地区まちづくり協議会総会での説明を6月29日に開催しております。市民全体説明会を4月30日に開催いたしましたが、参加者はおりませんでした。その後、10月5日に都市計画審議会を開催し、平成31年2月20日に都市計画審議会に付議していただき、承認していただいております。令和元年7月上旬に告示縦覧予定にしております。以上、簡単ではございますが、筑豊広域都市計画特別用途地区の変更について説明を終わります。

○委員長

報告は終わりましたので、質疑をします。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、閉会中の特別付託事件についてお諮りいたします。本委員会として、「産業振興について」を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、「産業振興について」を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けることに決定いたしました。なお、本件については、会議規則第105条の規定に基づき、議長に申し出をいたしますのでご了承願います。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。